

滋慶医療科学大学 利益相反マネジメント規程

(目的)

第1条 この規程は、「滋慶医療科学大学 利益相反マネジメントポリシー」に則り、滋慶医療科学大学（以下「本学」という。）及び本学の教職員等（以下「教職員等」という。）に係る利益相反の適切な管理（以下「利益相反マネジメント」という。）に関し必要な事項を定め、研究インテグリティ（研究の健全性・公正性）を確保し、もって本学における産学官連携活動等を適正に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 利益相反 産学官連携活動を行う上で生じる次のいずれかの状況により、本学の社会的信頼が損なわれる恐れのある状況をいう。
 - ア 教職員等が産学官連携活動によって得る利益（実施料収入、兼業報酬、未公開株式等）と、教職員等の本学における教育及び研究に係る責任が衝突・相反する状況
 - イ 本学が産学官連携活動等によって得る利益と本学の社会的責任が相反する状況
 - ウ 教職員等が企業等に職務遂行責任を負っており、本学における職務遂行責任と企業等に対する職務遂行責任が両立し得ない状況
- (2) 産学官連携活動 共同研究、受託研究、奨学寄附金受入れ、委員受任、企業等への兼業等をいう。
- (3) 企業等 企業、国若しくは地方公共団体の行政機関又はその他の団体をいう。
- (4) 教職員等 次条各号に掲げる者

(利益相反マネジメントの対象者)

第3条 利益相反マネジメントの対象となる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 「学校法人大阪滋慶学園 滋慶医療科学大学 就業規則」第3条に規定する教職員
- (2) 本学及び前号に規定する者が行う学外との共同研究、受託研究等に本学を所属先として参画する研究者及び学生
- (3) その他第7条に規定する委員会が指定する者

(利益相反マネジメントの対象事象)

第4条 利益相反マネジメントの対象となる事象は、教職員等が産学官連携活動又は厚生労働科学研究等を行う場合で、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 教職員等が、企業等から一定額以上の経済的利益を得る場合
 - (2) 教職員等が、企業等から一定額以上の物品、サービス等を購入する場合
 - (3) 教職員等が、企業等から何らかの便益（設備、物品、人員等）を供与される場合
 - (4) 教職員等が、企業等の未公開株若しくは新株予約権を保有する場合又は一定比率以上の株式等（持分を含む）を保有する場合
 - (5) 前各号に掲げる場合等に関連し、本学が組織として利益を得る場合
 - (6) その他第7条に規定する委員会が対象事象と認めた場合
- 2 前項に定める一定額及び一定比率等の基準は、別表1のとおりとする。
- 3 教職員等と生計を一にする配偶者又は一親等の者が第1項各号のいずれかに該当する場合においても、利益相反マネジメントの対象とする。

(利益相反マネジメントの指針)

第5条 産学官連携活動を推進する上で生ずる利益相反の問題を解決する指針は、次のとおりとする。

- (1) 教職員等が、本学における職務よりも、個人的な利益を優先させていると客観的に判断されることのないようにすること。
- (2) 本学が、本学の社会的責任よりも、本学の利益を優先させていると客観的に判断されることのないようにすること。
- (3) 個人的な利益の有無にかかわらず、教職員等が本学以外の活動を優先させていると客観的に判断されることのないようにすること。

(教職員等の責務)

第6条 教職員等は、産学官連携活動を行うに当たり、利益相反の疑惑を抱かれかねないものについてはその解消、又より深刻な状態に発展しないように最大限の配慮及び努力をしなければならない。

- 2 教職員等は、産学官連携活動又は厚生労働科学研究費等の申請を行おうとするときは、第7条に規定する委員会に対して別途定める様式により利益相反に関する自己申告を行わなければならない。
- 3 教職員等は、産学官連携活動又は厚生労働科学研究等を行っている場合には、年度毎に、又は新しく申告すべき経済的な利益関係が発生する毎に、第7条に規定する委員会に対して別途定める様式により利益相反に関する自己申告を行わなければならない。
- 4 教職員等は、前3項に定めるもののほか、本学の利益相反マネジメントに誠実に協力しなければならない。

(利益相反マネジメント委員会)

第7条 本学に、利益相反マネジメントに関する事項を審議するため、利益相反マネジメント委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会の組織及び運営について必要な事項は、「滋慶医療科学大学 利益相反マネジメント委員会規程」に定める。

(相談)

第8条 教職員等は、自らの利益相反マネジメントに関する事項について、委員会に相談することができる。

- 2 委員会は、当該相談に応じるとともに、適切な助言を行うものとする。

(審査、指導、管理)

第9条 委員会は、第6条第2項又は第3項に定める自己申告があったときは、個々の案件の利益相反について許容できるものか否かを審査する。審査に当たっては、必要に応じて、当該教職員等にヒアリングすることができる。

- 2 委員会は、当該審査に基づき、利益相反マネジメントに関する措置について、学長に対して文書をもって意見を述べるものとする。
- 3 学長は、当該意見に基づき、利益相反を構成する事実関係について改善を要すると認められる場合には、関係する教職員等に対して本学の見解を提示し、改善に向けた助言、勧告等を行うものとする。
- 4 教職員等は、本学の見解・助言・勧告等に異議がある場合には、学長に対して別途定める様式により異議申立てを行うことができる。
- 5 委員会の委員長（以下「委員長」という。）は、前項の異議申立てを学長が受けたときは、速やかに委員会を開催し当該異議申立てに関する審議を行い、その結果を学長に対して文書をもって報告するものと

する。

- 6 学長は、当該審議結果に基づき当該異議申立てに対する決定を行い、その決定について当該教職員等に通知するものとする。
- 7 当該教職員等は、前項の決定に対する異議申立てを行うことはできない。

(大学としての利益相反への対応)

第10条 教職員等は、大学としての利益相反があると思われた場合には、随時、問題提起することができる。

- 2 前項に定める問題提起は、事務局において受付け、委員長に問題提起の内容を報告するものとする。
- 3 委員長は、当該報告を受けた内容について検討を行い、委員会における審議が必要であると判断した場合は委員会を開催し、大学としての利益相反を構成する事実関係を確認の上、利益相反マネジメントが必要であるか否かを審議するものとする。
- 4 委員長は、前項の審議の結果、大学としての利益相反を構成する事実関係について改善を要すると判断した場合には、学長に報告するものとする。

(関係書類の保存)

第11条 教職員等及び本学は、利益相反に関係する書類を5年間保存しなければならない。

(情報の保管・管理及び守秘義務)

第12条 本学は、申告等により得られた利益相反に関する情報を、適切に保管・管理するものとする。

- 2 委員会の委員等、利益相反マネジメントに関わる情報を職務上知り得た教職員等は、正当な理由なく、当該情報を他に漏らしてはならない。当該職務を退いた後も同様とする。

(情報の公開)

第13条 本学は、本学の利益相反に関する情報を必要な範囲で学外に公表することにより、社会に対する説明責任を果たすものとする。

- 2 本学は、学外への情報公開に当たり、教職員等及びその他の個人情報の保護に留意するものとする。

(研修等の実施)

第14条 本学は、教職員等に対し、利益相反に関する研修の実施や啓発に努めるものとする。

(事務)

第15条 利益相反マネジメントに関する事務は、事務局が行う。

(雑則)

第16条 この規程に定めるもののほか、利益相反マネジメントに関し必要な事項は、別に定める。

(改廃)

第17条 この規程の改廃は、大学運営会議及び大学院運営会議の意見を聴いて、学長が行う。

附 則

- 1 この規程は、2026年3月11日から施行する。

別表1 利益相反マネジメントの対象事象における一定額及び一定比率等の基準（第4条関係）

- 1 株式等を保有（未公開株及び新株予約権は1株以上、公開株は発行済株式の5%以上）したことがある場合又は保有する予定がある場合（※ 持分会社の場合には、会社の持分の5%以上を出資保有したことがある場合又は出資保有する予定がある場合）
- 2 役員・顧問等に就任したことがある場合又は就任する予定がある場合
- 3 1企業等あたり年間100万円を超える収入（自らの所得として計上される兼業報酬、謝金、寄附金、知的財産権のロイヤリティ等の総額）を得たことがある場合又は得る予定がある場合
- 4 個人的に無償で100万円相当以上の役務又は機材等の提供を受けたことがある場合又は受ける予定がある場合
- 5 融資・保証等（銀行等金融機関を除く）を受けたことがある場合又は受ける予定がある場合
- 6 1企業等あたり年間200万円を超える共同研究費又は受託研究費を受領したことがある場合又は受領する予定がある場合
- 7 1企業等あたり年間200万円を超える奨学寄附金を受領したことがある場合又は受領する予定がある場合